資料 N0. 4

区連会４月定例会説明資料
令和７年４月２１日
栄消防署総務・予防課

初期消火器具設置費用の一部補助について【周知依頼】

１　事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の２種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。

初期消火箱（固定式）

スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

２　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。
【単位会長】定例会等でご検討いただき、申請する場合はお住いの区の消防署にご相談の上、申請を行ってください。

３　申請要件

下記３つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

(1)　地域に消火栓がある。
(2)　家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
(3)　定期的に訓練を実施できる。

４　申請方法

(1)　受付期間：令和７年４月１日（火）～９月 30 日（火）
(2)　申請方法：申請書に必要事項を記入の上、栄消防署に御提出をお願い致します。
※　申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロードまたは栄消防署でお渡しします。

○「横浜市　初期消火器具」で検索　　**○２次元コード**

裏　面　あ　り

５　補助の対象経費

今年度も引き続き、①初期消火器具の新規設置又は器材全ての更新設置の場合、②消防用ホースなどの器材の一部更新や、既に自治会町内会が所有している初期消火箱への新たな資機材（スタンドパイプや台車等）を追加する場合の補助を行います。

また、令和７年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の 10 分の９に相当する額（上限 27 万円）を補助するメニューを新たに追加します。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の**新規設置又は器材全ての更新設置**の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の**２/３に相当する額（上限 20 万円/１件）**
②	初期消火器具の**一部更新設置**※1の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の**２/３に相当する額（上限７万円/１件）**
③	**「重点対策地域」に該当する町丁目**に初期消火器具を**新規設置**する場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の**９/10 に相当する額（上限 27 万円/１件）**

※栄区は「重点対策地域」に該当する地域はありません。

６　参考

栄区内初期消火器具設置状況（令和７年３月 31 日現在）

令和３年度新規設置	３基
令和４年度新規設置	０基
令和５年度新規設置	２基
令和６年度新規設置	１基
区内設置済み総数	97 基

７　お問合せ先

栄消防署総務・予防課　予防担当　TEL　045-892-0119

栄消防署総務・予防課
担当　新倉　池田　滝沢
電話・FAX 045-892-0119
メール sy-sakaeyobo@city.yokohama.lg.jp